

事務・事業の実施状況について（令和 7 年度）

令和 8 年 1 月
内 閣 府

北海道に移譲された事務・事業に関して、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）に基づき、別添のとおりフォローアップを行った。

また、国と北海道が連携し又は共同で事務・事業を実施する連携・共同事業についても、併せてフォローアップを行った。

道州制特区移譲事務・事業一覧

(令和7年度)

NO	移譲事務・事業名	移譲開始時期	所管省庁
1	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務	平成19年 4月	厚生労働省
2	商工会議所に対する監督に関する事務	平成19年 4月	経済産業省
3	鳥獣保護管理法に係る危険猟法(麻醉薬の使用)の許可に関する事務	平成19年 4月	環境省
4	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止	平成20年12月	文部科学省 厚生労働省
5	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可	平成21年 4月	国土交通省
6	開発道路に係る直轄事業	平成22年 4月	国土交通省
7	民有林の直轄治山事業の一部 ※平成20年度をもって全事業終了	平成19年 4月	農林水産省
8	直轄砂防事業の一部 ※平成27年度をもって全事業終了	平成22年 4月	国土交通省
9	二級河川に係る直轄事業 ※平成27年度をもって全事業終了	平成22年 4月	国土交通省

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務(法※第12条関係)(平成19年4月)																																																																	
(2) 所管省庁	厚生労働省																																																																	
(3) 想定している効果・目的(計画において記載されているもの)	権限移譲により、生活保護法に基づく公費負担医療を提供する指定医療機関等の指定を道において一元的に実施することにより、生活保護行政や地域の実情に即した指定業務が可能となる。																																																																	
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	① 事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部福祉局地域福祉課 出先機関等 各福祉事務所(総合振興局・振興局、市)																																																																	
	② 過去の実績等(処理件数、事業費等) (年度)																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H19~H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定申請・変更届出等</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>生活保護法関係</td> <td>4 (変更)</td> <td>—</td> <td>7 (変更3) (更新4)</td> <td>16 (新規2) (更新14)</td> <td>3 (更新)</td> <td>0</td> <td>3 (新規1) (廃止2)</td> <td>1 (更新)</td> <td>3 (変更1) (更新2)</td> <td>16 (変更2) (更新14)</td> <td>11 (新規1) (変更5) (更新5)</td> <td>2 (変更2)</td> </tr> <tr> <td>児童福祉法関係</td> <td>1 (変更)</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td>母子保健法関係</td> <td>—</td> <td colspan="11"></td> </tr> </tbody> </table>	項目	H19~H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	指定申請・変更届出等	5	0	7	16	3	0	3	1	3	16	11	2	生活保護法関係	4 (変更)	—	7 (変更3) (更新4)	16 (新規2) (更新14)	3 (更新)	0	3 (新規1) (廃止2)	1 (更新)	3 (変更1) (更新2)	16 (変更2) (更新14)	11 (新規1) (変更5) (更新5)	2 (変更2)	児童福祉法関係	1 (変更)												母子保健法関係	—											
	項目	H19~H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																					
指定申請・変更届出等	5	0	7	16	3	0	3	1	3	16	11	2																																																						
生活保護法関係	4 (変更)	—	7 (変更3) (更新4)	16 (新規2) (更新14)	3 (更新)	0	3 (新規1) (廃止2)	1 (更新)	3 (変更1) (更新2)	16 (変更2) (更新14)	11 (新規1) (変更5) (更新5)	2 (変更2)																																																						
児童福祉法関係	1 (変更)																																																																	
母子保健法関係	—																																																																	
<p>※ 生活保護法の改正で、指定医療機関の指定は、6年ごとに更新される。指定介護機関には、みなし指定が導入。(共に、平成26年7月から)</p> <p>※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)の制定により、児童福祉法及び母子保健法の特例措置は終了している。</p>																																																																		
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>国など設置の医療機関等への指定が移譲されたことで、既に道が行っていた関連事務と併せて一元的に事務を実施することが可能となり、申請に係る相談先が一本化された。</p> <p>また、これまでは道が窓口となり申請書類を受付し、国(北海道厚生局)へ送付していたが、国との書類のやりとりによる日数の短縮となり、処理期間の短縮が図られている。</p> <p>そのほか、国など設置の指定医療機関等に係る変更等の情報は、従来、国(北海道厚生局)を通じて道に通知されていたが、道が直接把握できるようになった。</p>																																																																	
(6) 特定広域団体による評価	<p>① 「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 本権限が道に移譲されたことで、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となり、事務執行についても、特に混乱なく行われている。</p> <p>③ 今回の計画満了後も措置を継続する必要性 地域に身近な道が、主体的、一元的に事務を実施することが可能となり、この生活保護法の特例に関する措置については、引き続き継続する必要がある。</p>																																																																	
(7) 所管省庁による評価	今年度において、移譲事務の執行については特に混乱なく行われているとのことであるので、引き続き事務の円滑な実施に努めていただきたい。																																																																	

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成18年法律第116号)

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	商工会議所に対する監督に関する事務(法※第13条関係)(平成19年4月)																																																																																																								
(2) 所管省庁	経済産業省																																																																																																								
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な道において手続きを行う範囲が拡大され、申請者の利便性が向上する。																																																																																																								
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 経済部地域経済局中小企業課</p> <p>②過去の実績等(処理件数、事業費等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H19 ~ H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 目的</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 名称</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 地区</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 議員総会に関する事項※</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 経理に関する事項※</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 常議員会に関する事項※</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)の制定による商工会議所法の一部改正により、平成27年度から届出制に変更となった上、都道府県及び政令指定都市に権限移譲されている。</p>	項目	H19 ~ H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	定款変更の認可	19	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	目的	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	名称	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地区	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	議員総会に関する事項※	9												経理に関する事項※	4												常議員会に関する事項※	3											
項目	H19 ~ H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																													
定款変更の認可	19	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0																																																																																													
目的	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—																																																																																													
名称	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																													
地区	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																													
議員総会に関する事項※	9																																																																																																								
経理に関する事項※	4																																																																																																								
常議員会に関する事項※	3																																																																																																								
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>道に許認可権限が移譲されたことにより、従来、国と道へ申請しなければならなかった事項が、道のみへの申請で足りることになり、申請者の利便性の向上につながった。</p> <p>また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日(国)が20日以内となり、処理期間の短縮が図られている。</p>																																																																																																								
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 地域により身近な道への申請で済む範囲が拡大されたことより、申請者の利便性が向上した。</p> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性 窓口の一本化、手続きの迅速化により申請者の利便性向上が図られており、今後も引き続き道において手続きを行えるよう措置を継続することが必要。</p>																																																																																																								
(7) 所管省庁による評価	平成27年度以降の移譲事務となっている定款変更の認可事務等については、令和7年度においても、適切に事務処理がなされていると考えられることから、引き続き、円滑な実施に努めていただきたい。																																																																																																								

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成18年法律第116号)

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

（令和7年9月1日時点）

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可に関する事務（法※第16条関係）（平成19年4月）																																							
(2) 所管省庁	環境省																																							
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	知事が、鳥獣の捕獲許可事務と麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可事務とを一元的に処理することにより、許可申請者の手続きが軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続きの迅速化及び効率化が図られる。																																							
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等</p> <p>道本庁 環境生活部自然環境局野生動物対策課 出先機関 各（総合）振興局 保健環境部環境生活課 （知事の所管する鳥獣の捕獲許可については、捕獲区域が2以上の振興局の管轄区域にわたるものにあつては本庁で許可し、それ以外のものにあつては各（総合）振興局で許可している。このことから、麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可についても、上記の鳥獣の捕獲許可と同様の対応としている。）</p>																																							
	<p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻醉薬</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	麻醉薬	2	3	5	4	5	8	10	15	19	11	12	12	11	13	11	13	12	10
項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																					
麻醉薬	2	3	5	4	5	8	10	15	19	11	12	12	11	13	11	13	12	10	7																					
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可（第37条）を申請するときは、別途、鳥獣の捕獲許可（第9条）の申請を要することから、申請窓口が一本化されたことにより申請者の利便性が向上した。</p> <p>また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が14日間以内（道本庁処理の場合14日間、各（総合）振興局の場合7日間）となり、処理期間の短縮が図られている。</p> <p>なお、道では、移譲事務の円滑な実施を図るため、「危険猟法許可取扱要領」を定めているところ。</p>																																							
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>許可申請者の手続きが軽減し利便性が向上するとともに、許可事務手続きの迅速化及び効率化が図られ、想定したとおりの効果があり、今のところ改善すべき事項など、課題は見当たらない。</p>																																							
	<p>②今回の計画終了後も措置を継続する必要性</p> <p>申請窓口が一本化されることにより、申請者の利便性が向上するとともに、審査機関としても同一の捕獲行為における関連行為を総体的に把握することができ、迅速に対応することが可能となる。</p> <p>以上のことから、本措置は継続する必要がある。</p>																																							
(7) 所管省庁による評価	北海道内ではヒグマやエゾシカといった大型獣による人との軋轢が著しく、これらの鳥獣を対象とした即応性が求められる学術研究目的での当該事務の処理が毎年一定数あることから、鳥獣の捕獲許可事務と一元的に処理することで利便性の向上等、円滑な手続き等が今後も期待できる。																																							

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止（道州制特区関係文科省令※第1条関係）（平成20年12月）
(2) 所管省庁	文部科学省、厚生労働省
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行う。
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 ・保健福祉部地域医療推進局地域医療課 ・総務部行政局法人団体課
	②過去の実績等（処理件数、事業費等） ・平成21年4月1日に平成29年度までの入学定員を105名から110名に変更した学則を施行。 ・平成30年4月1日に平成30年度から平成31年度までの入学定員を102名から110名に変更した学則を施行。 ・令和2年4月1日に令和2年度から令和3年度までの入学定員を102名から110名とする学則を施行。 ・令和4年4月1日に令和4年度の入学定員を102名から110名とする学則を施行。 ・令和5年4月1日に令和5年度の入学定員を102名から110名とする学則を施行。 ・令和6年4月1日に令和6年度の入学定員を102名から110名とする学則を施行。 ・令和7年4月1日に令和7年度の入学定員を102名から110名とする学則を施行。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	文部科学大臣への届出が廃止されたことにより、本道の医師不足の状況などに応じた柔軟な収容定員の変更が可能となった。 また、将来的には、医師の人材育成による地域医療への貢献が期待できる。
(6) 特定広域団体による評価	①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 ・今後、長期的に効果を検証する必要があるところであるが、地域の実情を反映した地域医療を担う人材（医師）の育成に大きく貢献することが期待できる。 ・収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施していく必要がある。 ・本道においては、医師の地域偏在が著しい状況にあることから、地域医療を担う医師を養成するためには、国の「緊急医師確保対策」等により暫定的に増員された入学定員を時限終了後も維持する必要がある。
	②今回の計画終了後も措置を継続する必要性 行政の効率化を図るため、本措置を継続する必要がある。
(7) 所管省庁による評価	本件は、平成20年度、平成29年度、令和元年度及び令和3年度から令和6年度に行った、入学定員増に伴う学則変更に係る実績であり、その想定している効果が達成されたかについては、我が国における医師需給に係る政府動向、今後の医師の地域への定着状況や道内の医療提供体制の状況等を踏まえつつ、引き続き検証を行っていくことが必要である。

※文部科学省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事務等を定める省令(平成20年文部科学省令第27号)

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可（政令※第2条関係） (平成21年4月)																																																																																																																																																																			
(2) 所管省庁	国土交通省																																																																																																																																																																			
(3) 想定している効果・目的(計画において記載されているもの)	水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可等に関する事務について、事業者身近な道が実施することにより、これらの事業の認可申請等における事業者の利便性が向上するとともに、事業者に対する道による迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。																																																																																																																																																																			
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁：環境生活部環境保全局環境政策課 道出先：各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課 (移譲事務の関係書類は、道へ移管となった23の水道事業者等のうち、札幌市、小樽市、函館市、旭川市、石狩西部広域水道企業団については本庁に直接、その他の水道事業者等については総合振興局(振興局)を経由して、本庁に提出される。)</p> <p>②過去の実績等(処理件数、事業費等)</p> <p>・認可、届出 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="427 748 1513 1111"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業等変更認可(法第10条1項等)</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項)</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>21</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事業変更に係る届出(法第10条第3項等)</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>給水開始前の届出(法第13条第1項等)</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>21</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>料金の変更に係る届出(法第14条第5項)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>業務の委託に係る届出(法第24条の3第2項)</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>・立入検査(法第39条第1項) (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="427 1146 1513 1236"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧大臣認可の全水道事業者等を対象</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>・交付金の措置(～H25) ※ R7の検査件数は今後取りまとめるため未入力</p> <table border="1" data-bbox="427 1272 849 1370"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧大臣認可の全水道事業者等を対象</td> <td>589</td> <td>442</td> <td>294</td> <td>147</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	水道事業等変更認可(法第10条1項等)	1	-	-	-	-	2	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項)	2	6	4	-	-	21	-	-	2	2	3	3	-	2	13	3	事業変更に係る届出(法第10条第3項等)	2	1	3	2	-	-	1	-	1	1	-	1	1	1	1	-	給水開始前の届出(法第13条第1項等)	11	5	7	16	11	12	11	6	7	6	14	17	11	5	21	19	料金の変更に係る届出(法第14条第5項)	1	1	-	2	12	6	-	1	2	12	4	2	2	-	4	5	業務の委託に係る届出(法第24条の3第2項)	1	-	2	1	-	4	1	1	-	1	1	2	2	-	2	-	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	旧大臣認可の全水道事業者等を対象	23	23	23	23	23	23	22	23	23	23	21	21	23	22	23	※	項目	H22	H23	H24	H25	旧大臣認可の全水道事業者等を対象	589	442	294	147
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																																				
水道事業等変更認可(法第10条1項等)	1	-	-	-	-	2	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-																																																																																																																																																				
記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項)	2	6	4	-	-	21	-	-	2	2	3	3	-	2	13	3																																																																																																																																																				
事業変更に係る届出(法第10条第3項等)	2	1	3	2	-	-	1	-	1	1	-	1	1	1	1	-																																																																																																																																																				
給水開始前の届出(法第13条第1項等)	11	5	7	16	11	12	11	6	7	6	14	17	11	5	21	19																																																																																																																																																				
料金の変更に係る届出(法第14条第5項)	1	1	-	2	12	6	-	1	2	12	4	2	2	-	4	5																																																																																																																																																				
業務の委託に係る届出(法第24条の3第2項)	1	-	2	1	-	4	1	1	-	1	1	2	2	-	2	-																																																																																																																																																				
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																																				
旧大臣認可の全水道事業者等を対象	23	23	23	23	23	23	22	23	23	23	21	21	23	22	23	※																																																																																																																																																				
項目	H22	H23	H24	H25																																																																																																																																																																
旧大臣認可の全水道事業者等を対象	589	442	294	147																																																																																																																																																																
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	認可申請、届出の提出先が、国土交通省(本省)から道となり、その協議を含め、水道事業者等の利便性が向上した。 水道事業者等に対し年1回の立入検査を行うなど、きめ細やかな対応が可能となった。 自然災害や水道事故などの発生時において、迅速な情報収集や水道事業者等に対する指導助言など、緊急時の対応が向上した。 また、水道事業者の広域化や今後の課題解決に対する助言等がしやすくなっている。																																																																																																																																																																			
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3)想定している効果・目的」に対する評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 移譲後の事務執行については、特に混乱なく行われているところであり、上記(5)のとおり、水道の安全・安心の確保の点から権限移譲の効果は高い。 事務執行に係る予算は平成25年度で終了となり、平成28年度から特別交付税として措置されたところであるが、今後とも事務執行に必要な予算が十分に措置されるよう配慮願いたい。</p> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性 事業者の認可申請等における利便性が向上しており、今後も事業者に対し迅速かつきめ細やかな対応を行うため、本措置を継続する必要がある。</p>																																																																																																																																																																			
(7) 所管省庁による評価	移譲した事務については、適切な指導や助言が行われており、想定されている目的が達成されているものと考えられる。引き続き、広域連携の推進役として、道内の水道事業者等との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提																																																																																																																																																																			

	供及び技術的な援助を行っていただきたい。
--	----------------------

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（平成 19 年政令第 11 号）

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	開発道路に係る直轄事業（法*第7条第2項第4号ハ関係） (平成22年4月)																																																																																															
(2) 所管省庁	国土交通省																																																																																															
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となっている。																																																																																															
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 建設部土木局道路課 出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部（美唄富良野線） 留萌振興局 留萌建設管理部（名寄遠別線） 渡島総合振興局函館建設管理部（北檜山大成線） 胆振総合振興局室蘭建設管理部（北進平取線） 上川総合振興局旭川建設管理部（富良野上川線）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等） ○交付金に関する措置 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>2,660</td> <td>3,000</td> <td>2,990</td> <td>3,100</td> <td>3,255</td> <td>3,330</td> <td>3,400</td> <td>3,390</td> <td>3,150</td> <td>3,010</td> <td>2,840</td> <td>2,785</td> <td>3,360</td> <td>3,525</td> </tr> <tr> <td> 国の交付</td> <td>2,128</td> <td>2,400</td> <td>2,392</td> <td>2,480</td> <td>2,604</td> <td>2,664</td> <td>2,720</td> <td>2,712</td> <td>2,520</td> <td>2,272</td> <td>2,408</td> <td>2,228</td> <td>2,688</td> <td>2,820</td> </tr> <tr> <td> 道の負担</td> <td>532</td> <td>600</td> <td>598</td> <td>620</td> <td>651</td> <td>666</td> <td>680</td> <td>678</td> <td>630</td> <td>568</td> <td>602</td> <td>557</td> <td>672</td> <td>705</td> </tr> <tr> <td>累計進捗率</td> <td>6%</td> <td>12%</td> <td>18%</td> <td>24%</td> <td>31%</td> <td>38%</td> <td>45%</td> <td>52%</td> <td>59%</td> <td>65%</td> <td>71%</td> <td>76%</td> <td>83%</td> <td>91%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>全体 事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>2,300</td> <td>530</td> <td>48,266</td> </tr> <tr> <td> 国の交付</td> <td>1,840</td> <td>424</td> <td>38,612</td> </tr> <tr> <td> 道の負担</td> <td>460</td> <td>106</td> <td>9,654</td> </tr> <tr> <td>累計進捗率</td> <td>96%</td> <td>97%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：交付金の額は、工事費及び人件費のみ計上できることとなっている。</p> <p>○職員の移籍 事業を円滑に執行するため、直轄施工時代からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土交通省北海道開発局職員（3名）を期限付きで受け入れている。 【配置事業箇所：美唄富良野線、名寄遠別線及び北進平取線】 現在は、北進平取線（平成26年度）、美唄富良野線（令和5年度）の完成に伴い受け入れが終了しており、名寄遠別線への職員1名の受け入れとなっている。</p>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	全体事業費	2,660	3,000	2,990	3,100	3,255	3,330	3,400	3,390	3,150	3,010	2,840	2,785	3,360	3,525	国の交付	2,128	2,400	2,392	2,480	2,604	2,664	2,720	2,712	2,520	2,272	2,408	2,228	2,688	2,820	道の負担	532	600	598	620	651	666	680	678	630	568	602	557	672	705	累計進捗率	6%	12%	18%	24%	31%	38%	45%	52%	59%	65%	71%	76%	83%	91%		R6	R7	全体 事業費	全体事業費	2,300	530	48,266	国の交付	1,840	424	38,612	道の負担	460	106	9,654	累計進捗率	96%	97%	—
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																																																																		
全体事業費	2,660	3,000	2,990	3,100	3,255	3,330	3,400	3,390	3,150	3,010	2,840	2,785	3,360	3,525																																																																																		
国の交付	2,128	2,400	2,392	2,480	2,604	2,664	2,720	2,712	2,520	2,272	2,408	2,228	2,688	2,820																																																																																		
道の負担	532	600	598	620	651	666	680	678	630	568	602	557	672	705																																																																																		
累計進捗率	6%	12%	18%	24%	31%	38%	45%	52%	59%	65%	71%	76%	83%	91%																																																																																		
	R6	R7	全体 事業費																																																																																													
全体事業費	2,300	530	48,266																																																																																													
国の交付	1,840	424	38,612																																																																																													
道の負担	460	106	9,654																																																																																													
累計進捗率	96%	97%	—																																																																																													
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	これまで、国が道道の一部区間を開発道路として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が路線全体を一体的に整備することが可能となったため、工事の施工管理等に要する経費が削減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民からの要望等を一元化して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となった。																																																																																															
(6) 特定広域団体による評価	①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 効率的な実施や地域の実情に応じた事業の実施が可能となっており、想定したとおりの効果があった。一方、人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えている課題がある。																																																																																															

	<p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性</p> <p>引継後の事業の中に、事業実施中に新たに判明した事象により、令和7年度までに完了しない事業があるが、引継当初より、事業目的や期待される効果に変わりが無いことから、国の計画期間を延長し、令和8年度以降も交付金の措置を継続する必要がある。</p>
(7)所管省庁による評価	<p>移譲された事業については、技術的な追加調査や対策等が見込まれる箇所があり、令和7年度までに完了しない状況ではあるものの適切に実施されている。</p> <p>なお、交付金については、事業を移譲した際に北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。</p>

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	民有林の直轄治山事業の一部（法※第7条第2項第4号口関係） （平成19年4月）																
(2) 所管省庁	農林水産省																
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	国が行う治山施設の整備と道が実施する保育、植栽事業等を一元的に行うことで、流域内の民有林と一体として地域の実情に応じた治山事業等を効果的かつ効率的に実施することが可能となる。																
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 水産林務部林務局治山課 出先機関 空知総合振興局森林室（石狩川） 後志総合振興局森林室（尻別川）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等） ○交付金に関する措置 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">平成19年度</th> <th style="width: 15%;">平成20年度</th> <th style="width: 15%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td style="text-align: right;">269,659</td> <td style="text-align: right;">209,676</td> <td style="text-align: right;">479,335</td> </tr> <tr> <td> 国の交付金</td> <td style="text-align: right;">190,000</td> <td style="text-align: right;">146,380</td> <td style="text-align: right;">336,380</td> </tr> <tr> <td> 道の負担額</td> <td style="text-align: right;">79,659</td> <td style="text-align: right;">63,296</td> <td style="text-align: right;">142,955</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）交付金の額は、工事費、人件費及び事務費を積算できるとなっている。</p> <p>・職員の移籍 事業期間（H19～H20）の短さや事業量が少なかったことなどから、職員の移籍はなかった。</p> <p>※ 石狩川地区の事業については19年度に終了、尻別川地区の事業については20年度で終了し、当該移譲事業はすべて終了。</p>		平成19年度	平成20年度	合 計	全体事業費	269,659	209,676	479,335	国の交付金	190,000	146,380	336,380	道の負担額	79,659	63,296	142,955
	平成19年度	平成20年度	合 計														
全体事業費	269,659	209,676	479,335														
国の交付金	190,000	146,380	336,380														
道の負担額	79,659	63,296	142,955														
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	当該移譲事業の施工管理と、近隣での森林整備等の補助治山事業の施工管理を道が一体的に行えることで、これまで国と道がそれぞれ行っていた施工工事の監督業務のための経費及び時間が削減されるなど、事業が効率的に執行されている。																
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 当該事業が道に移譲された後についても、地域住民の生命、財産の安全を確保するという事業本来の目的を達するため、支障なく事業が実施できている。 将来、移譲を求める民有林の直轄治山事業を実施する場合には、これまでと同様に交付金の額は、工事費、人件費及び事務費を積算できるようにする必要がある。</p> <p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性 石狩川地区及び尻別川地区の当該移譲事業については平成20年度までに終了しており、現在、北海道において国が実施している民有林の直轄治山事業はない。 将来、事業が発生した場合、流域内の民有林一体として地域の実情に応じた治山事業等を特定広域団体が、効果的かつ効率的に実施できるよう、</p>																

	措置を継続する必要がある。
(7) 所管省庁による評価	当該移譲事業については、(4)②のとおり、平成 20 年度をもって全て終了している。引き続き、北海道により当該地区の安全・安心の確保に努めていただきたい。

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	直轄通常砂防事業の一部 (法※第7条第2項第4号イ関係) (平成22年4月)																																							
(2) 所管省庁	国土交通省																																							
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防設備の管理を含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた砂防事業を行うことが可能となっている。																																							
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等</p> <p>道本庁 建設部土木局河川砂防課 出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部 (石狩川水系) 十勝総合振興局帯広建設管理部 (十勝川水系)</p>																																							
	<p>②過去の実績等 (処理件数、事業費等)</p> <p>○交付金に関する措置 (単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22年度</th> <th>平成 23年度</th> <th>平成 24年度</th> <th>平成 25年度</th> <th>平成 26年度</th> <th>平成 27年度</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>134</td> <td>367</td> <td>478</td> <td>194</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>1,473</td> </tr> <tr> <td> 国の交付金</td> <td>97</td> <td>267</td> <td>348</td> <td>130</td> <td>108</td> <td>107</td> <td>1,057</td> </tr> <tr> <td> 道の負担額</td> <td>37</td> <td>100</td> <td>130</td> <td>64</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>416</td> </tr> <tr> <td>累計進捗率</td> <td>9%</td> <td>34%</td> <td>66%</td> <td>79%</td> <td>90%</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 交付金の額は工事費及び人件費のみ積算できることとなっている。</p> <p>・職員の移籍</p> <p>事業箇所の工事内容に直轄施工時代からの継続性を保つ上で国の職員の移籍を要する箇所がないとされたことから、職員の移籍はなかった。</p>		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	合 計	全体事業費	134	367	478	194	150	150	1,473	国の交付金	97	267	348	130	108	107	1,057	道の負担額	37	100	130	64	42	43	416	累計進捗率	9%	34%	66%	79%	90%	100%
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	合 計																																	
全体事業費	134	367	478	194	150	150	1,473																																	
国の交付金	97	267	348	130	108	107	1,057																																	
道の負担額	37	100	130	64	42	43	416																																	
累計進捗率	9%	34%	66%	79%	90%	100%	—																																	
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	事業の移譲によって、道は、同一区域内にある急傾斜地等の対策や土砂災害危険区域の指定などのソフト対策と合わせた総合的な土砂災害対策を、効率的に実施することや、土砂災害対策に関する地域住民等からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能になった。																																							
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題 (改善すべき事項等) の抽出</p> <p>上記のとおり効率的な実施や地域の実情に応じた事業の実施が可能となっており、想定したとおりの効果があった。一方、事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。</p> <p>将来、移譲を求める直轄通常砂防事業の一部を実施する場合においては、これまでの交付金の額の工事費に加え、事務的経費を積算できるようにする必要がある。</p>																																							
	<p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性</p> <p>移譲対象溪流は、直轄通常砂防事業を実施している石狩川水系 (豊平川)、十勝川水系の内、国として最低限実施すべき基幹的な砂防設備の整備が概ね完了した3溪流で、交付金に係る全体計画における砂防施設の整備については、平成27年度に終了している。</p> <p>現在、北海道において国が実施している直轄通常砂防事業において、国として最低限実施すべき基幹的な砂防設備の整備が概ね完了した同様な条件の溪流はない。</p>																																							

	<p>将来、同様の溪流等が発生した場合、地域に身近な特定広域団体が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防設備の管理を含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を行えるように措置を継続する必要がある。</p>
(7) 所管省庁による評価	<p>事業については適切に実施されており、国としても北海道の事業計画に基づく要望を踏まえ、必要額を予算措置してきたところ。</p> <p>なお、交付金の交付対象については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。</p>

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	二級河川に係る直轄事業（法※第7条第2項第4号二関係） (平成22年4月)																																							
(2) 所管省庁	国土交通省																																							
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間（道管理部分）と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となっている。																																							
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等</p> <p>道本庁 建設部土木局河川砂防課 出先機関 宗谷総合振興局稚内建設管理部（声間川水系） 釧路総合振興局釧路建設管理部（標津川水系）</p>																																							
	<p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <p>○交付金に関する措置 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>780</td> <td>480</td> <td>400</td> <td>340</td> <td>3,680</td> </tr> <tr> <td> 国の交付金</td> <td>714</td> <td>714</td> <td>663</td> <td>408</td> <td>340</td> <td>289</td> <td>3,128</td> </tr> <tr> <td> 道の負担額</td> <td>126</td> <td>126</td> <td>117</td> <td>72</td> <td>60</td> <td>51</td> <td>552</td> </tr> <tr> <td>累計進捗率</td> <td>23%</td> <td>46%</td> <td>67%</td> <td>80%</td> <td>91%</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できるとなっている。 ・職員の移籍 事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工時代からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土交通省北海道開発局職員（1名）を期限付きで受け入れている。 【配置事業箇所：標津川水系】</p>	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計	全体事業費	840	840	780	480	400	340	3,680	国の交付金	714	714	663	408	340	289	3,128	道の負担額	126	126	117	72	60	51	552	累計進捗率	23%	46%	67%	80%	91%	100%
項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計																																	
全体事業費	840	840	780	480	400	340	3,680																																	
国の交付金	714	714	663	408	340	289	3,128																																	
道の負担額	126	126	117	72	60	51	552																																	
累計進捗率	23%	46%	67%	80%	91%	100%	—																																	
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	これまで、国が二級河川の一部区間を指定河川として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が二級河川区間全体を一体的に整備することが可能となったため、工事の施工管理等に要する経費が軽減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民等からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となった。																																							
(6) 特定広域団体による評価	<p>①「(3) 想定している効果・目的」に対する評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>上記のとおり効率的な実施や地域の実情に応じた事業の実施が可能となっており、想定したとおりの効果があった。一方、人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。</p> <p>将来、移譲を求める指定河川の事業を実施する場合には、これまでの交付金の額の工事費及び人件費に加え、人件費以外の事務的経費を積算できるようにする必要がある。</p>																																							
	<p>②今回の計画満了後も措置を継続する必要性</p> <p>当該移譲事業については、平成27年度に終了しており、現在、北海道において国が指定河川として整備を行っている河川はない。</p> <p>将来、同様な河川が発生した場合、地域に身近な特定広域団体が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間と一体的に整備するこ</p>																																							

	とで、地域の実情に応じた事業を行えるように措置を継続する必要がある。
(7) 所管省庁による評価	移譲された事業については、特に支障なく実施されている。なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）

連携・共同事業の内容及び関係府省

令和7年9月現在

NO	連携・共同事業の内容	関係府省
1	CIQ業務への地方公共団体職員派遣	法務省、財務省、厚生労働省
2	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	財務省
3	税務に関する相談や広報事業の共同実施	財務省
4	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	厚生労働省
5	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	厚生労働省、経済産業省
6	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	厚生労働省
7	国有林と民有林が一体となった森林づくり	農林水産省
8	農作物被害調査の共同実施	農林水産省
9	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	農林水産省
10	食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	農林水産省
11	道内における食育推進活動の共同実施	農林水産省
12	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	農林水産省
13	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	農林水産省
14	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	経済産業省
15	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	国土交通省
16	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	国土交通省
17	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	国土交通省、内閣府、総務省
18	地域の観光資源を活用したプロモーション事業【旧:ビジット・ジャパン事業】(令和4年度で事業終了)	国土交通省
19	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	環境省

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	C I Q業務への地方公共団体職員派遣
(2) 関係省庁等	法務省、財務省、厚生労働省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	地方公共団体職員の派遣によるC I Q業務の一部補完などにより、C I Q業務の円滑化、迅速化を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	工程表なし
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	平成18年度及び19年度の2年間、札幌入国管理局（当時）において、行政実務研修員として北海道、帯広市及び旭川市の職員各1名を受け入れ、入国管理局との連携が強化されたが、自治体側の事情により、平成20年度以降地方公共団体職員の派遣は行われていない。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出 新千歳空港を中心とした道内空港への国際定期便等の増加に伴い、C I Q体制のさらなる機能強化が求められているところ。地方空港においては、C I Q職員が常駐していない空港が多く、近隣のC I Q機関の出張により対応していることから、将来の国際線利用者の増大に備え、適切な人員配置が必要。
	②措置を継続する必要性 今後、国際定期便の新規就航や増便、チャーター便の増加などが想定されることから、今後の状況によっては、再度派遣を検討する可能性もあることから、制度を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	地方空港への定期便・チャーター便の乗入れ等については、近隣官署からの職員派遣により対応しているところであり、特段、民間団体等からの申入れはない。また、平成18年6月に旭川空港を出入国港、税関空港、検疫飛行場に指定し、必要な業務処理体制の整備を図っているほか、業務量（入国者数）に応じて最寄の官署から応援派遣等を行っている。地方公共団体職員の派遣によりC I Q業務の一部を補完させる必要性及び当該事業継続の必要性は乏しいと考えるが、今後も必要に応じて協議を行うとともに、引き続き、地方空・海港におけるC I Q業務の円滑化、迅速化に努めていくこととしたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	共同データベース構築による法人設立届出の一本化
(2) 関係省庁等	財務省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	国、道で申告情報の共有化を図るなど、引き続き一層の連携を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	連携を図るための情報交換を実施しており、工程表に沿って事業を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	令和2年1月からマイナポータルを利用した法人設立ワンストップサービスが開始、法人設立手続きが地方税等と一本化され、行政の効率化及び利用者利便性の向上に資している。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 法人設立ワンストップサービスによるデータの共有化が行われており、一定の連携が図られている。
	②措置を継続する必要性 国と道における申告情報等のデータの共有化が図られており、道としても「法人設立届出の一本化」は実現している状態と考えている。
(7) 関係省庁による評価	法人設立ワンストップサービスによるデータの共有化に連携を深めたと評価している。 財務省(国税庁)としては、政府全体の取組の方向性や民間のニーズを踏まえながら適切に対応していくとともに、「法人設立届出の一本化」は実現しているといえる状態と考えられる。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	税務に関する相談や広報事業の共同実施
(2) 関係省庁等	財務省、市町村
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告期における3税の税務相談窓口の設置を含めた各種取組を引き続き実施する。 ・3税に関する広報及び租税教育を連携して実施する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<p>下記のとおり、工程表に沿って、事業を実施している。</p> <p>1 「税務相談」について</p> <p>確定申告期においては、現在でも3税協力の一環として3税協議会等において協議の上、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施している。</p> <p>2 「広報活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税教育推進協議会において、情報交換を行っている。 ・それぞれが租税教育推進協議会の構成員となり、副教材の作成・配付を行っている。 ・租税教室への講師派遣に関しては、国税と地方税等との間で連携を図っている。 <p>(注) 租税教育推進協議会の主な構成員：札幌国税局、北海道、市町村及び道・市町村の教育関係機関</p>
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>1 「税務相談」について</p> <p>確定申告期における、3税の協力により、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組の実施により、納税者利便と行政効率の向上が図られている。</p> <p>2 「広報活動」について</p> <p>市町村が発行している広報誌やホームページ上での税情報の提供については、効率的に広報できる媒体であり、納税者等に対し一定の周知が図られていると思われる。</p> <p>また、ポスターや作文の募集及び副教材作成（あるいは講師派遣）については、学校現場において教師自らが租税教育を実施するための支援策の1つとして有効であり、取組に理解を示してくれる教育関係者も多い。</p>
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>1 「税務相談」について</p> <p>国税、都道府県税及び市町村税の対応を行う相談窓口の共同開設については、納税者に対する責任の所在等に関して課題があるところであるが、確定申告期については、北海道地方税務協議会において相談窓口を含め3税が連携した取組を実施することを協議して実施していることから、納税者の利便性の向上が図られており、一定の成果が得られている。</p> <p>2 「広報活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報」について <p>3税が連携したTV番組や広報誌による広報については、必要な税情報の提供を国に求めることになっており、具体的には、ホームページにおけるeL TAXやe-TAXの相互リンクの設定、確定申告や税制改</p>

	<p>正の周知などについて広報誌への掲載やリーフレットの設置など相互に協力しており、一定の連携した取組が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター展や作文コンクール等の実施 <p>国、道、市町村及び道と市町村の教育機関で構成する北海道租税教育推進協議会において、ポスターや作文の募集について周知を図るなど連携した取組が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高に対する副教材の配付（あるいは講師の派遣） <p>北海道租税教育推進協議会において、中学生向けの租税教育用副教材を作成しており、一定の連携した取組が行われている。</p> <p>また、各地区における地方税務協議会では、国税と地方税の職員が協力して租税教室へ講師の派遣を行っており、連携した取組が図られている。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>1 「税務相談」について</p> <p>今後も、確定申告期を含め3税が連携した税務相談の取組の実施に向けて、情報交換や検討を行っていくため、措置を継続する必要がある。</p> <p>2 「広報活動」について</p> <p>より効果的な広報の実施に向け、3税が連携を図り情報交換や協議を行っていくため、措置を継続する必要がある。</p>
<p>(7) 関係省庁による評価</p>	<p>1 「税務相談」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税、地方税に係るすべての法令等の細部にわたる解釈を問う納税者のニーズに的確に対応するためには、当該税目を所掌している機関の職員が責任をもって正確に回答等することが必要である。 <p>また、誤指導等が発生した場合など、納税者に不測の損害を与えた場合の責任と権限の所在を明らかにしておく必要があることから、国税、地方税当局が所管外の事項について、責任をもって適切に相談事務を実施できるか疑問であることから、常設する相談窓口の一元化は、困難と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、確定申告期においては、現在でも3税協力の一環として3税協議会等において協議の上、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施しているところであり、納税者利便と行政効率向上の観点から、更なる協力について積極的に検討していきたい。 <p>2 「広報活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TV番組の作成（税専門の番組） <p>北海道として新たにTV番組を作成する場合には、必要な税情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の定期発行 <p>北海道として広報誌を定期的に発行する場合には、必要な税情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3税のホームページの開設 <p>重点的に広報すべき事項がある場合は、それぞれのホームページに掲載し、相互に閲覧可能な状態とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター展や作文コンクール等の実施 <p>既に租税教育推進協議会において支援活動を行っているが、今後も、更なる応募の充実と効果的な実施に向けて情報交換する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高に対する副教材（あるいは講師の派遣） <p>わが国の次代を担う児童・生徒に対し、租税の意義や役割を正しく理解してもらう租税教育は、その重要性が増している。</p>

	<p>したがって、以下のとおり、租税教育推進のための諸施策について、租税教育推進協議会を通じ、更なる連携等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">① 中学生向けの租税教育用副教材については、全道版を北海道租税教育推進協議会として作成しており、今後も連携して作成する。② 国税及び地方税職員が講師となつて行う租税教室については、引き続き、講師派遣に関し北海道及び市町村職員との更なる連携・協調に努める。
--	--

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	国と道の連携強化による医師の臨床研修体制の充実
(2) 関係省庁等	厚生労働省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	国と道の連携を一層強化し、臨床研修体制の充実、強化を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	平成17年以降、北海道と北海道厚生局が協力し、北海道臨床研修病院等連絡協議会及び北海道ブロック臨床研修制度協議会の合同開催や、学生向けの臨床研修病院説明会を定期的実施しており、工程表に沿って連携した取り組みを実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	北海道臨床研修病院等連絡協議会や北海道ブロック臨床研修制度協議会を合同で開催することにより道内の臨床研修病院、道、国相互の連携強化が図られ、また、学生向けの臨床研修病院説明会の実施により北海道内の臨床研修病院における研修医の確保が図られる。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出</p> <p>道内の臨床研修病院、国、道相互の連携強化により、効率的な研修医確保対策が図られており、平成24年度以降、道内の臨床研修医の採用は増加傾向にある。</p> <p>また、令和2年度に臨床研修病院の指定等の権限が国から都道府県に移譲されたことから、国からの技術的助言を受けながら、引き続き連携強化を図り、本道の研修医確保対策の充実に努める必要がある。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>本道においては、医師不足が深刻な状況にあることから、臨床研修医の確保対策が重要となっており、また、行政の効率化を図る観点からも、措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	臨床研修実施体制において、道と北海道厚生局とは適切に連携がされていると考えられ、引き続き円滑な共同事業の実施に努めてまいりたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成
(2) 関係省庁等	厚生労働省、経済産業省、市町村等
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	国、道、市町村、産業界、労働界が連携し、地域の特性に応じた雇用創出に向けた連携・共同事業を実施するためのプログラムを作成する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	北海道労働局、北海道経済産業局及び北海道により、「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」を策定、毎年度進捗状況を把握し、次年度の取組を策定しており、工程表に沿って関係機関の連携した取組を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	「ジョブカフェ北海道」等を活用し、若年求職者等に対する職業カウンセリングからハローワークと連携しての適職へのマッチング、合同企業説明会等の就職支援サービスを総合的に提供するとともに、若年人材の採用に意欲のある中小企業の開拓や職場定着のためのコンサルティング等の事業により、若年者の就職促進及び中小企業の人材確保や定着に一定の成果を上げている。また、ジョブカフェ北海道利用者を対象としたアンケートでは90%以上が「満足」と回答している。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 北海道、北海道労働局及び北海道経済産業局が策定したプログラムに基づき、密接な連携を図りながら創業支援等の各種施策を実施したほか、「ジョブカフェ北海道」等を活用した若年者の就業支援等雇用創出に向けた事業を円滑に実施することができ、地域の若年求職者の就職促進及び中小企業の人材確保や定着に一定の成果を上げている。
	②措置を継続する必要性 今後も効果的に事業を実施するため、引き続き北海道と北海道労働局及び北海道経済産業局が密接な連携のもと実施し、措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	「ジョブカフェ北海道」では、若年求職者に対するセミナーや面接トレーニング・カウンセリング等の個別支援事業や合同企業説明会等による企業とのマッチングの促進、職場定着支援等、充実した取組が行われている。 なお、ジョブカフェ北海道と札幌わかものハローワーク・札幌新卒応援ハローワークの利用者登録の統一と共同受付、支援メニューの一体的提供が実施されており、利用者の利便性の向上と就職支援の実効性を高め、地域の若年求職者の就職促進及び中小企業の人材確保や定着に成果を上げている。 また、当該事業の推進を図るため、「連携・共同推進会議」を開催するなど、計画的なPDCAサイクルの下、効果的な事業が可能となっている。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	国と道の連携による各種雇用創出と職業紹介事業の連携
(2) 関係省庁等	厚生労働省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	国と道の連携を密にし、適材の雇用が可能な仕組みをつくる。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	北海道労働局、北海道経済産業局及び北海道により策定された「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」における取組に位置付け、毎年度進捗状況を把握し、次年度の取組を策定しており、工程表に沿って連携した取組を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	U・Iターン就職希望者及び道内求人企業に対し、求人・求職情報や関連情報の提供を連携して実施しており、また、北海道労働局と北海道が共同で「北海道U・Iターンフェア」(合同企業説明会)を東京で開催するなどして、道外からの人材誘致に一定の成果を上げている。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 「北海道U・Iターンフェア」については、来場者、参加企業からも好評を得ており、近年は一定の就職者があるなどの成果が出ている。 しかしながら、来場者数に伸びが見られず、今後、開催方法や周知について検討していく必要があると考える。
	②措置を継続する必要性 東京一極集中への対応が喫緊の課題となっている中、首都圏からのU・Iターン就職の促進は重要であり、東京都内におけるU・Iターンフェアの取組等は、U・Iターン希望者が道内企業と面談で詳細を聞くことができる貴重な機会の一つであることから、人材の誘致促進に向け取り組みを継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	求人・求職情報の提供、東京都内におけるU・Iターンフェアの取組等により、産業人材誘致において一定の成果を上げている。 U・Iターンフェアについては、年2回実施するなど、緊密な連携の下、事業を強化している。 なお、これらは、地域の雇用対策に一体となって取り組むため締結する「雇用対策協定」に基づく取組として実施しているため、運営協議会を開催するなど、計画的なPDCAサイクルの下、効果的な事業が可能となっている。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	国有林と民有林が一体となった森林づくり
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	流域を単位とした国有林・民有林の一体的な整備や効果的な普及啓発を国と道で実施する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<p>工程表等に沿って以下の事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林政連絡会議及び治山事業連絡調整会議を毎年定期的に開催している。 ・森林の公益的機能の向上のため、昨年度末時点で、森林整備協定を29件、森林共同施業団地を17か所設定している。 ・シカによる農林業被害が深刻化する中、国、道等が連携して安全かつ効率的な捕獲等の対策に取り組んでいる。 ・森林の観光資源としての活用を進めるため、国有林及び道有林のみどころを紹介してきたことに加え、道民の自主的な森林づくり活動等を支援するため、活動フィールドとしての森林の提供などに取り組んでいる。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>①林政連絡会議及び治山事業連絡調整会議において、森林機能の向上に係る検討や災害復旧計画についての連絡調整等を行うことにより、国有林と民有林が一体となった森林づくりに関し行政レベルでの円滑な連携が図られる。</p> <p>②各地域での森林整備協定締結やシカ対策等により、道民のニーズに沿った地域の特性や重視すべき機能に応じた森林の整備・保全が一体的に図られるとともに、森林施業による雇用の創出、地域産業の振興が図られる。</p> <p>③森林とのふれあいなどに必要な活動フィールドの提供等により、森林ボランティア団体や企業が地域と連携した森林づくり活動が活発となり、道民との協働による森林づくりの推進が図られる。</p> <p>④森林環境教育等の実施により、森林の多様な機能や環境問題に対する関心が高まり、自然に関する科学知識の学習や社会に貢献する情操豊かな人間性の形成が図られ、森林を社会全体で支えるという気運が醸成されている。</p>
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 本道の森林面積の過半を占める国有林と、民有林が一体となった森林づくりを進めることにより、道産木材の安定供給や森林の有する多面的機能の高度発揮が図られている。</p> <p>②措置を継続する必要性 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには、地域の特性に応じて所管を越えた森林づくりを進めていくことが重要であり、国有林と民有林が一体的な森林整備や効果的な普及啓発等の取組を進めていくため、引き続き措置を継続する必要がある。</p>

<p>(7) 関係省庁による評価</p>	<p>北海道の森林面積の6割を占める国有林と民有林が一体となり取組を進めることは、森林の多面的機能の発揮や地域産業の振興、道民との協働による森林づくり活動等を推進する上で重要である。</p> <p>北海道の多様で豊かな森林づくりを進めるためには、今後とも北海道と北海道森林管理局が連携して、流域を単位とした民有林、国有林の一体的な整備や、森林づくりに関する効果的な普及啓発を展開することが重要であり、措置の継続は必要である。</p>
----------------------	--

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	農作物被害調査の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	農作物被害調査の国、道、市町村等による連携した取組について、具体的な方法等を検討する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	農作物被害調査連携会議の下で、農作物被害単価等の情報交換を行っており、工程表に沿って取り組みを実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>国による一定の基準に基づいて算定された資料は貴重かつ有益であり、被害が発生した際、北海道における被害金額見積りの参考資料としている。</p> <p>また、被害の実態を把握する上で、迅速かつ的確に被害金額を算定することは、被害を受けた農業者にとっても有益である。</p>
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出</p> <p>国の統計機関が算定する被害単価の活用は、的確な被害金額の算出につながり、被害対策等を実施するに当たり、有益であると評価する。</p> <p>また、地域段階における相互連携の充実に向けた検討を引き続き行うことが必要である。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>「北海道地域防災計画」や「北海道強靱化計画」等に基づき、防災・災害対策の一層の充実・強化を図るためには、被害の状況を迅速かつ的確に把握することが重要であることから、今後とも国と道の連携した対応を充実させるため、措置の継続が必要である。</p>
(7) 関係省庁による評価	<p>農作物被害における実態把握は、災害対策等の的確な実施はもとより、国民に対する食料の安定供給の観点からも最重要課題と位置づけられる。国と道が連携することにより、迅速かつ効率的で的確な実態把握が可能となることから、事業の継続は必要不可欠である。</p> <p>今後、さらに議論・検討を重ね、相互連携を深めていきたい。</p>

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	地域づくりやグリーン・ツーリズムの取組など、国や自治体が一体となって推進体制を整備し、総合的に推進する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	「連携・共同事業に係る実現に向けた工程表等」に沿って事業は実施されている。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国と北海道が一体となって、北海道におけるグリーン・ツーリズムの情報発信、北海道産食材を主とした料理体験、食育セミナー、模擬牛を利用した搾乳体験などの取組を行うことにより、北海道の都市農村交流の推進に寄与している。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 教育旅行の受入拡大に伴い農家民泊の数が増加するなど、都市農村交流の重要性について、受入農業者や都市住民の理解が広がっている。
	②措置を継続する必要性 少子高齢化の進展による担い手不足に悩む本道の農村地域において、都市部との交流を推進することは地域の活性化を図る上で不可欠であり、関係機関が連携して取り組むことが重要であることから、措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	関係機関による連絡調整会議の設置や関連団体による各種取組への参画を行ってきており、都市農村交流の推進のためには、今後とも引き続き、関係機関が連携して取り組むことが重要であることから、事業の継続が必要である。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	食糧法に基づき米穀生産出荷団体等が作成する「生産調整方針」の認定に関する指導業務などを共同で行う。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	「連携・共同事業に係る実現に向けた工程表等」に沿って事業は実施されている。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国と北海道が共同・連携して当該事業を実施することは、北海道における需給調整及び水田農業の推進において有効に機能している。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 北海道と国が連携して、水田収益力強化ビジョン策定に係る地域協議会等への指導などを行うことにより、需要に応じた生産による米の需給の安定、水田収益力強化ビジョンに基づく地域の特色ある魅力的な産品の産地づくり等の円滑かつ効果的な推進に寄与している。
	②措置を継続する必要性 米の需給の安定、水田活用の直接支払交付金による水田のフル活用の推進にあたって、地域協議会等に対する指導などが円滑かつ効果的に図られるためには、今後とも、連携事業として措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	北海道と国が共同・連携して当該事業を実施することにより、米の需給調整や経営所得安定対策等の推進につながっており、地域水田農業の推進に寄与している。よって、当該連携・共同事業は継続の必要性のある措置と認められる。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	道内における食育推進活動の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	食育に関する取組について情報を共有し、緊密な連携を図る。地域における食育推進活動の情報の共有化と支援活動の実施。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	情報の共有化を図るとともに、地域の活動に関しても相互協力を実施。工程表に沿って事業を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	石狩、上川北部、根室等各地域で、食育推進ネットワーク会議等を実施し定期的に情報共有を行うとともに、地域の実情に合わせた食育を推進している。また、北海道及び各総合振興局・振興局と連携を図り、道内市町村における食育推進計画作成等に向け協力している。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出</p> <p>これまで、道及び各総合振興局・振興局が開催している食育推進ネットワーク会議等に道農政事務所が参画し取組を連携して進めてきているが、市町村食育推進計画の作成率の伸び悩みなどの課題があることから、今後はさらなる取組を連携して進める必要がある。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>市町村計画の作成促進については、所管省庁の農林水産省の協力がより一層必要となるとともに、道財政が厳しい中、道内の取組への支援についても、国の助成を期待するところであり、今後とも道農政事務所、北海道、関係機関が連携して取組を推進する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	道本庁及び総合振興局・振興局との協力体制の下で道内における食育の推進を図ってきたところであり、食育に関心のある道民の割合が上昇しているなどの成果をあげてきている。地域の食育推進に向けた各総合振興局・振興局における食育推進協議会に構成メンバー等として参加することで、今後も引き続き、緊密な連携を図り、道民の生活に密着した食育を推進する必要がある。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	第3種及び第4種漁港の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	国と北海道の連携を深めて、第3種及び第4種漁港に係る計画上の課題を共同で検討する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	北海道開発局と北海道との調整が整い、特定計画の資料策定に係る現地調整会議を共催している。共催実績は、平成17年12月19日のウトロ地区以降、令和7年9月1日までに173件にのぼっており、工程表に沿って取組を実施している。(平成17年度：4件、18年度：5件、19年度：6件、20年度：2件、21年度：6件、22年度：4件、23年度：3件、24年度：11件、25年度：11件、26年度：20件、27年度：17件、28年度：10件、29年度：16件、30年度：9件、令和元年度：5件、2年度：9件、3年度：13件、4年度：8件、5年度：9件、6年度：5件)
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	計画の策定及び変更を行う際に必要な資料の作成において、国と地方の両方の視点から、効率的・効果的に検討する事ができ、北海道の第3種及び第4種漁港の的確な事業実施が行われている。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 事業実施者(国)と漁港管理者(道)による現地調整会議の実施により、事業関係者間の緊密な連絡調整が図られており、円滑かつ効率的な事業実施に寄与している。
	②措置を継続する必要性 事業計画の策定にあたっては、事業関係者間の緊密な連絡調整が必要であり、引き続き、事業を円滑かつ効果的に推進していくため、措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	本措置により、北海道の第3種及び第4種漁港における特定漁港漁場整備事業の円滑な実施が図られており、今後とも措置を継続していくことが必要である。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施
(2) 関係省庁等	農林水産省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	国営農地再編整備事業の緊密な連絡調整を図るため、連携会議を設置・運営する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	工程表なし
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	連携会議の設置・運営による事業の共同実施により、事業関係者間の緊密な連絡調整が可能となり、生産性の向上・地域農業の展開方向に即した農業構造の実現・農業振興を基幹とした総合的な地域の活性化などを目的とする事業の円滑な実施が図られており、事業の共同実施が地域における住民の生活・経済・社会の向上に資するとともに、「安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進」を掲げる北海道の施策推進に寄与している。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出</p> <p>国営農地再編整備事業においては、農地再編構想や営農計画、土地利用再編計画などの各種検討及びそれらの総合的な調整等が重要である。</p> <p>連携会議の設置・運営により、事業関係者間の緊密な連絡調整が図られており、事業の円滑かつ効果的な推進に寄与している。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>今後とも事業関係者間の緊密な連絡調整を行い、より一層、事業を円滑かつ効果的に推進していくため、連携・共同事業として措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	連携会議の設置・運営によって、関係者間の緊密な連絡調整が行われ、北海道の国営農地再編整備事業の円滑な実施が図られており、今後とも連絡調整という形での措置の継続は必要である。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出
(2) 関係省庁等	経済産業省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	国と道の密接な連携により、協調した支援施策の展開によるバイオ産業の振興、中小企業のIT利活用の促進、IT産業の振興を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	実施されている。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>国と道との密接な連携・共同事業の実施等により、道内IT産業は、売上高4,391億円(1.1倍)、従業員数21,156人(1.2倍)、道内バイオ産業は、売上高638億円(2.5倍)、従業員数2,276人(2.5倍)に増加。経済活動の発展に貢献している。</p> <p>※道内IT産業の数値は、平成29年度実績、道内バイオ産業の数値は、平成28年度実績、()は10年前と比較した伸び率。</p>
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 道及び北海道経済産業局との連携により、道内のバイオ産業は大きく成長しており、道内の経済活動の発展に大きく貢献している。特に、平成25年度に北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーD.O.(ドゥ))を創設したことを契機に、科学的根拠に基づいた機能性素材や機能性食品開発が進められており、更なる成長が期待される。</p> <p>②措置を継続する必要性 道としては、食関連産業やバイオ産業等との連携によりヘルシーD.O.の更なる推進を図るなど、食の高付加価値化に重点的に取り組むこととしており、引き続き国と道との密接な連携が必要不可欠である。</p>
(7) 関係省庁による評価	クラスターという体制そのものは現在無いが、国と道との密接な連携は続いており、10年前に比べて道内バイオ産業の売上高が2.5倍になるなど、経済活動の発展に貢献している。今後も、密接な連携をはかってまいりたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施
(2) 関係省庁等	国土交通省、市町村
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	異常気象時における国と道・市町村の除排雪について、相互代行、受委託等を試行的に実施する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	平成16年度から北見市を先進モデル地区として検討会、共同訓練等を実施し、現在は各地域道路防災連絡協議会において管内自治体等と豪雪に関するワーキンググループを開催し事業を実施している。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	国と自治体が連携・共同して事業を行うことにより、豪雪など異常気象時における道路の除排雪について、連絡体制の確立及び情報共有により速やかな対応ができるほか、関係機関が共同でシミュレーションを実施することで円滑な対応が可能となり、地域防災力の向上や地域住民の安全・安心の確保に寄与している。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 各地域で開催している連絡調整会議などを活用して、国、道、各市町村及び関係機関において情報共有や連携強化が図られている。
	②措置を継続する必要性 スムーズな応援除雪の実施など、道路管理者間の連絡体制が機能しており、引き続き連携強化をしていく必要がある。
(7) 関係省庁による評価	北海道全体の防災対応力の向上のため、豪雪等の冬期交通障害の発生に備えた地域防災協力体制の整備や災害時等の情報伝達の充実等に各地域で取り組んでおり、国・道・市町村の緊密な連携・協力が継続して図られている。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
(2) 関係省庁等	国土交通省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	気象情報や道路通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムを構築する。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	「防災情報共有システム」の運用による現地動画情報のリアルタイム共有、観測情報等共有のためにシステムに接続する関係機関の拡大、そのために必要なシステム整備等を行っており、工程表に沿って事業が実施された。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	「防災情報共有システム」の参加機関・参加市町村や提供情報の拡大等により国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化を図ることができた。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 国をはじめとする各関係機関の情報等を一元化することにより、お互いの情報共有がスムーズに図られ、各機関との防災対応などの連携強化に有効である。
	②措置を継続する必要性 今後も各機関が持つ映像や情報などが一元化されることで、各機関が足りない情報などを補完でき、より精度の高い情報が得られるようになり、迅速かつ確かな防災対応や施設管理を行うことが可能であることから、継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元的な管理や運用については、特に支障なく実施されており、引き続き、事業の円滑な実施に努めてまいりたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
(2) 関係省庁等	国土交通省、内閣府、総務省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	防災体制や防災装備の一元的な管理や運用を図る。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	国と道は、連携を密にしながら円滑な災害対策に努めており、平成30年北海道胆振東部地震の際、道庁に政府現地連絡調整室を設置し道の災害対策本部と被害情報や災害対応情報を共有したほか、防災ヘリ等の防災装備を一体的に活用した実績もあるなど、工程表に沿って事業が実施された。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	道の設置する災害対策本部に国の機関が加わることで、被害情報や災害対応情報の共有・一元化を図るとともに、各機関が有する各種防災対策装備を災害時等に一体的運用することで、より迅速かつ効果的な災害対応を実施することができた。
(6) 特定広域団体による評価	①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出 道が設置した災害対策本部への連絡要員の配置や政府現地連絡調整室が道庁内に設置されたことにより、円滑な災害情報の共有が可能となるなどの確かな防災体制をとり、防災装備の一体的な運用を図ることで、迅速かつ効果的な災害対応ができた。
	②措置を継続する必要性 防災体制や防災装備の一元的な管理により、迅速かつ効果的な災害対応が可能であり、措置を継続する必要がある。
(7) 関係省庁による評価	防災体制や防災装備の一元的な管理や運用については、特に支障なく実施されており、引き続き、事業の円滑な実施に努めてまいりたい。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	地域の観光資源を活用したプロモーション事業 【旧：ビジット・ジャパン事業に関する連携】
(2) 関係省庁等	国土交通省
(3) 事業内容（計画において記載されているもの）	ビジット・ジャパン事業に関する連携により、訪日外国人観光客の誘致施策の効率的かつ効果的な展開を図っている。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<p>北海道運輸局は、北海道に対し、ビジット・ジャパン地方連携事業の実施方針についての情報提供を行うとともに、連携して事業者選定・選択に係る仕組みづくりを行っており、工程表どおり事業を実施していたところ。</p> <p>平成25年度に「北海道観光のくにつくり行動計画」及び「北海道外国人観光客来訪促進計画」を策定し、令和2年度を目途に訪日外国人来道者数を300万人とする目標を掲げてきたが、平成30年度には312万人を記録して、当初目標を達成したことに加え、DMO制度の創設やJNTOの地域支援体制強化など状況が変化していることから、令和4年度をもって地域の観光資源を活用したプロモーション事業を終了した。</p>
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>令和6年度の訪日外国人来道者数は約283万人であり、道州制特区計画の開始された平成19年度から約3.9倍に増加した。</p> <p>地域の観光資源を活用したプロモーション事業の実施等により、北海道が魅力的な旅行先として外国人旅行者に認知されたことで、訪日外国人旅行者数の拡大や経済の活性化につながっている。</p>
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題（改善すべき事項等）の抽出</p> <p>円安の影響による日本への来訪の割安感などから、韓国や中国、台湾などからの来道者が伸び、令和6年度の訪日外国人来道者は前年度と比較し、20.7%増の283万人と、平成30年度に次いで過去2番目の水準となった。</p> <p>課題としては、欧米豪市場については認知度向上や季節偏在の解消、またアジア市場については滞在日数の長期化や消費額単価の向上があげられる。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>本事業は令和4年度をもって終了している。</p>
(7) 関係省庁による評価	当該事業により、訪日外国人来道者数の増加、経済の活性化が生まれたことを踏まえ、高く評価できるものと考えている。

道州制特区連携・共同事業実施状況調査個票

(令和7年9月1日時点)

(1) 事業名	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携
(2) 関係省庁等	環境省
(3) 事業内容(計画において記載されているもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び道の巡視区域が重複する箇所の取得情報の相互共有のための連絡体制の整備を図る。 ・ 国及び道との情報交換を目的とした会議等の場を活用し、意見交換・協議を行う。
(4) 工程表に沿って事業が実施されているか	<p>平成18年2月以降、道と環境省の情報交換の場を設定しており、工程表に沿って事業を実施している。具体的には以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換等の連絡体制を整備するとともに、各種会議等の場を活用し、情報交換等を実施 ・ 巡視区域が重複する箇所において、道と地方環境事務所が相互に得た情報を共有
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	道と環境省の連携により、高病原性鳥インフルエンザウイルス感染疑い個体等の早期発見、傷病鳥獣の迅速な保護、違反等の取り締まりの強化等が可能となっている。
(6) 特定広域団体による評価	<p>①評価、課題(改善すべき事項等)の抽出</p> <p>巡視区域が重複する箇所における情報共有のための連絡体制の整備や各種会議等の場を活用した情報交換等により、相互の連携が図られている。</p>
	<p>②措置を継続する必要性</p> <p>相互の連携により、より効果的な巡視活動や事故等の未然防止等が期待できることから、今後も措置を継続する必要がある。</p>
(7) 関係省庁による評価	情報の共有は、各国指定鳥獣保護区を含む管内全域における異常個体の早期発見等につながることから今後も連携に努めたい。